

意見書案第 1 号

生活保護の運用の改善を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月26日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

山口 湧 人

倉元 達 朗

松尾 りつ子

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里 美

生活保護の運用の改善を求める意見書

コロナ禍で生活に困窮する国民が急増する中で、「最後のセーフティネット」である生活保護の役割はますます重要となっています。

国会では、菅首相が「最終的には生活保護」、「しっかりセーフティネットを作っていくことが大事」と述べ、厚生労働省はホームページで「生活保護の申請は国民の権利」と呼び掛けています。

また、コロナ禍の中で、自動車の保有要件の緩和等が行われました。申請の大きな壁と言われている扶養照会についても、田村厚生労働大臣が「義務ではない」と国会で答弁し、夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対しては控える等の要領改正も行われるなど、運用が見直されてきました。

しかしながら、いまだに本人の同意もなく親族への扶養照会が行われるなど、申請をためらわせる障壁が存在し、生活保護を必要としている人が受けたくても受けられない現状があります。

よって、福岡市議会は、政府が、真に必要としている人が生活保護を申請・受給できるよう、扶養照会も含め、運用を更に改善されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣，厚生労働大臣 宛て

議 長 名